



Ⅱ

全教員による 特別支援教室の運営

福生市における特別支援教室運営のコンセプトや
その実現に向けた福生モデル7つのポイントについて理解しましょう。

そして、自身の役割は何か、考えましょう。

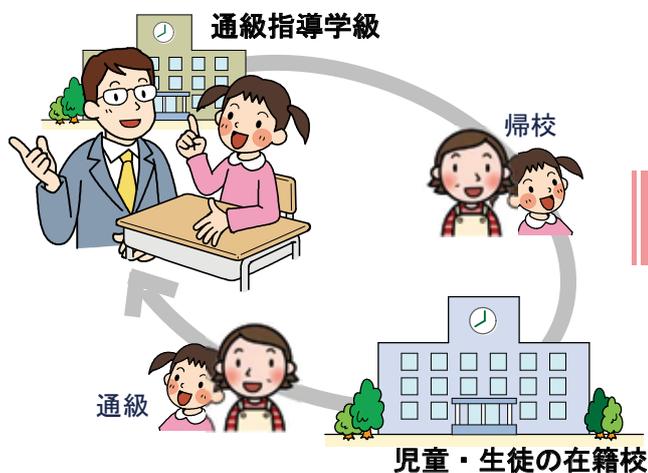
特別支援教室とは

特別支援教室は、発達障害等のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになる通級指導を行う教室のことである。

福生市では、平成29年4月から全小学校に、令和2年4月から全中学校に特別支援教室を設置している。

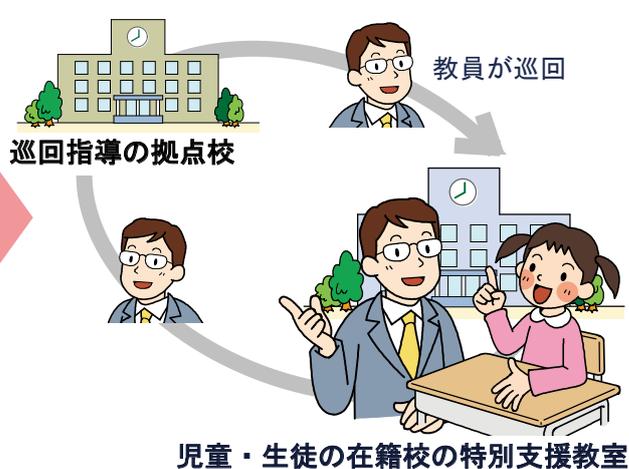
通級指導学級

児童・生徒が、在籍校から通級指導学級のある学校に通い、指導を受ける。



特別支援教室

教員が、児童の在籍校へ巡回し、指導する。児童は、在籍校で指導を受けることができる。



「子どもが動く」 から 「教員が動く」へ

特別支援教室の導入による主な効果

1 発達障害等のある児童・生徒への適切な指導の実施

- (1) 児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別な指導をすることが可能
- (2) 巡回指導教員と在籍学級担任・教科担任等による協働

2 児童・生徒や保護者の負担等の軽減

- (1) 他校への移動時間や移動時の安全確保面での児童・生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減
- (2) 在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減

3 通常の学級における特別支援教育の推進

- (1) 巡回指導教員が、在籍学級担任等に対して具体的な指導内容や方法について助言
- (2) 分かりやすい授業の実施や学習に集中できる環境の整備

4 児童・生徒への早期からの支援

巡回指導教員や巡回相談心理士が、在籍学級における児童・生徒の行動観察を行うことで、早期に障害に起因する児童・生徒の困難さに気づき、支援

5 全ての教職員、他の児童・生徒や保護者の発達障害教育への理解の促進

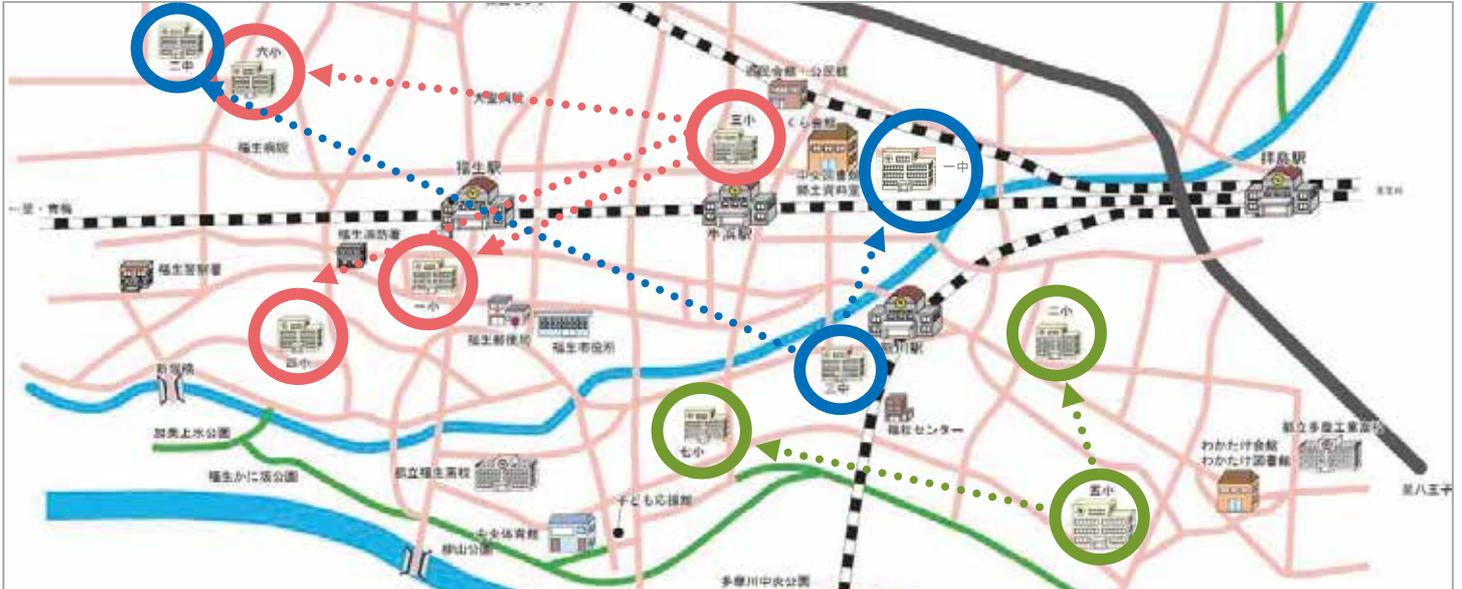
特別の指導が各校において実施されることで、これまで特別の指導の意義や内容を知る機会が少なかった児童・生徒や保護者の理解が促進

拠点校と巡回校

小学校に関しては、福生市立小学校を福生地区と熊川地区の二つのグループに分け、福生地区は福生第三小学校、熊川地区は福生第五小学校を拠点校とする。

中学校に関しては、令和2年度から令和4年度まで、福生第一中学校及び福生第二中学校の2校が拠点校であったが、令和5年度からは中学校3校を一つのグループとし、福生第三中学校を拠点校とする。

巡回指導教員は、拠点校からグループ内の巡回校に行き、指導する。



特別支援教室の運営体制

児童・生徒の在籍学級の担任と連携し、主に次の三者が業務を担当する。



巡回指導教員

- 在籍学級での行動観察、児童・生徒が抱える困難さ、課題の把握
- 児童・生徒が在籍学級で抱える困難さ、課題の克服に重点を置いた指導の実施
- 在籍学級における児童・生徒への指導・支援
- 在籍学級担任への指導・助言
- 教職員、保護者等の理解促進に向けた取組の実施
- 地区の特別支援教育の推進に向けた取組の実施

※非常勤職員
※指導の
専門家ではない



専門員

- 校内における連絡・調整、巡回指導教員との連絡・調整
- 特別支援教室の時間割の調整、変更が生じた際の対応
- 巡回指導教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整
- 指導内容に応じて使用する教室や教具の調整
- 巡回指導教員の指示の下、個別の課題に応じた教材の作成
- 特別支援教室における指導の記録の作成
- 在籍学級での児童・生徒の行動観察及び記録の作成、報告

※1校につき、
年間10回巡回



巡回相談心理士等

- 児童・生徒の障害の状態の把握、特別な指導の必要性の有無に係る助言
- 校内委員会での検討に必要な資料の作成や助言
- 在籍学級担任が保護者に説明する際、必要に応じて専門的な見地から意見
- 個別指導計画等の作成における巡回指導教員や在籍学級担任への助言
- 児童・生徒の状況観察、巡回指導教員や在籍学級担任への助言
- 児童・生徒の抱える困難さの改善状況の把握、退室に係る助言
- 指導の対象となる児童・生徒の有無に関わらず、各学級の授業観察、助言・支援

対象となる児童・生徒

特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通級による指導の対象とすることが適切な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1178号）により規定されている、これまでの情緒障害等通級指導学級と同様の児童・生徒である。

なお、知的障害のある発達障害の児童・生徒は対象とならない。

対象とする障害の種類・程度、標準指導時間

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間 35～280 単位時間
情緒障害者	主として、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	(週1～8単位 時間程度)
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間 10～280 単位時間
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	(月1～週8単位 時間程度)

特別支援教室の運営ガイドライン（令和3年3月 東京都教育委員会）より引用

- ※ 障害の種類・程度は、平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適切な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」による。
- ※ 情緒障害は、発達障害ではないが、平成18年3月31日付17文科初第1178号通知に基づき、特別支援教室の対象となる。情緒障害とは、主として心理的な要因による選択性かん黙等である。
- ※ 標準指導時間は、平成18年3月31日付17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」による。
- ※ 学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間から280時間までとなっている。

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

17文科初第1178号
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害者又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところで

す。この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等局長通知）（以下「291号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（1）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（2）のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの（1）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（1）の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

（1）障害の種類及び程度

- ア 自閉症者
自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- イ 情緒障害者
主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ウ 学習障害者
全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- エ 注意欠陥多動性障害者
年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（2）留意事項

- 通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。
- ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- エ 学習障害者又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

（3）その他

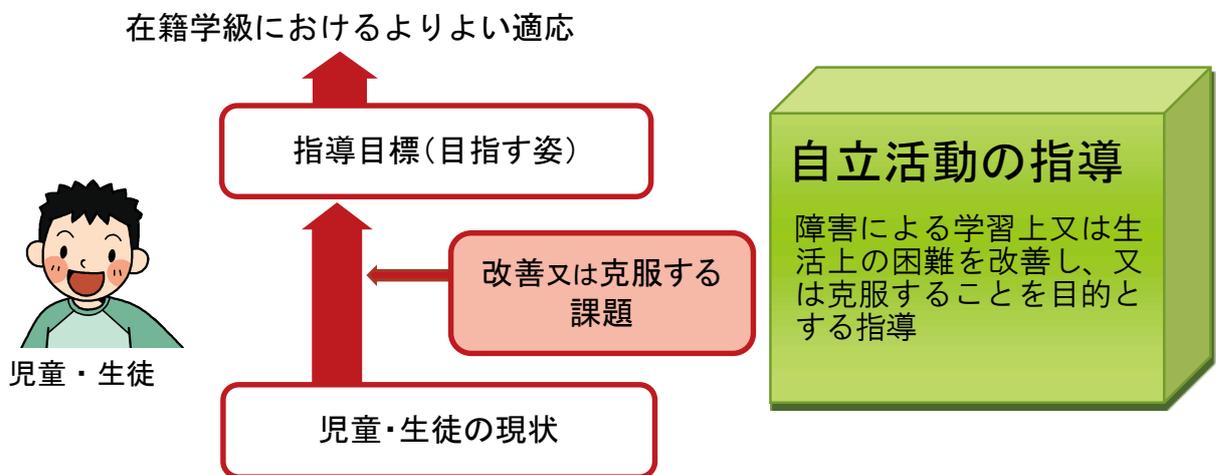
情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

福生モデル 7つのポイント

特別支援教室は、「在籍学級におけるよりよい適応を目指し、必要な児童・生徒に、必要な期間、必要な指導を行う」教室である。

この実現に向けた7つのポイントについて、次に示す。

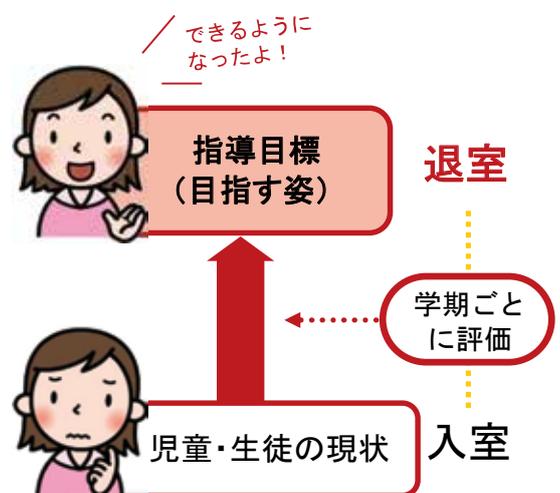
① 児童・生徒の実態に応じた指導目標の明確化



② 学校生活支援シート、個別指導計画の作成

学校生活支援シート		個別指導計画	

③ 指導目標を常に見据えた指導



コンセプト

在籍学級におけるよりよい適応 を目指し、
必要な児童・生徒に、必要な期間、必要な指導を 行う。

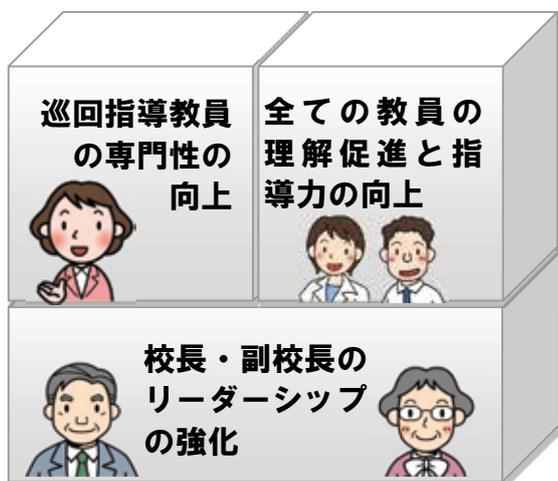
④ 巡回指導教員と在籍学級担任等との協働



⑤ 共通した指導・支援体制の構築



⑥ 教員の専門性の向上



⑦ 児童・生徒、保護者、地域の理解促進



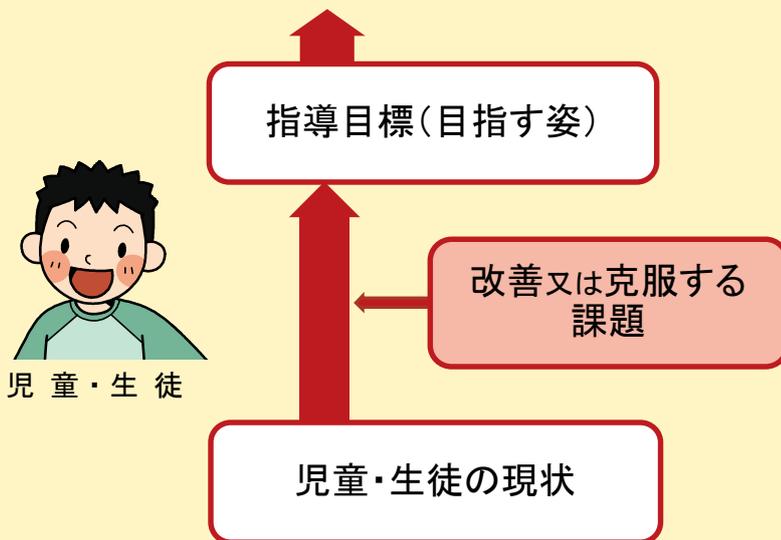
ポイント①

児童・生徒の実態に応じた指導目標の明確化

特別支援教室での指導開始にあたっては、障害特性そのものの改善・克服を指導目標として設定するのではなく、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けるために必要なことを目標として設定する。

目標達成による指導終了に向けて

在籍学級におけるよりよい適応



対象児童・生徒の障害の状態等と、対象児童・生徒の在籍学級での状況を的確に把握することが必要である。

このため、巡回指導教員、在籍学級担任、専門員、特別支援教育コーディネーター、臨床発達心理士等が協働して、多面的に児童・生徒の状況を見取っていくことが重要である。

特別支援教室で行う指導

特別支援教室の指導では、対象の児童・生徒が達成感を得るとともに自尊感情・自己肯定感を向上させ、主体的に困難を改善・克服しようとする取組を促し、在籍学級での有意義な学校生活につなげていく。

そのため、通級による指導を行う場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとされている。

自立活動

自立活動の内容には、人間として基本的な行動を遂行するための要素と障害による学習上及び生活上の困難を改善・克服するための必要な要素を含んでいる。

指導するにあたっては、特別支援学校小学部・中学校学習指導要領にある6区分27項目の自立活動の中から、個々の児童・生徒に必要な項目を選定し、選定した項目相互の関連性を考慮しながら具体的な指導内容を設定する。

自立活動（6区分27項目）

	指導内容	指導内容の具体例
1 健康の 保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。	○感覚や認知の偏りや未発達さを改善するため、例えば、読み上げられた文章を書き取るなどの学習を段階的に指導する。 ○在籍学級等で身に付けておくべき行動等に関し、場面を設定しロールプレイなどを用いて指導する。
2 心理的な 安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	
3 人間関係 の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	
4 環境の 把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	
5 身体の 動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	
6 コミュニ ケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。	

特別支援教室における自立活動の指導上の留意点

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示
(平成28年文部科学省告示176号 平成30年4月施行)

上記にあるように、特別支援教室で自立活動を指導する際に、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされている。ただし、この場合でも、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れ等を補充するための指導とはならないようにしなければならない。

指導目標・内容の設定について

特別支援教室の指導の対象となる児童・生徒の学校生活における課題は様々だが、認知面や行動面に留意しながら、重点的な課題や優先する指導内容を絞り込んでいくことが重要である。

その際、指導終了時点の児童・生徒が、在籍学級で学習する様子をイメージし、長期的な観点（概ね1年間程度）と短期的な観点（学期ごとの指導期間を想定）で、「原則の指導期間」に児童・生徒がある程度、達成の可能性がある指導目標を設定する。

特別支援教室において、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示された「自立活動」の内容を参考とした指導を行うに当たり、具体的な指導を計画する際は、次の①～④の手順で作成する。（『特別支援教室の運営ガイドライン』76～80頁）

1 「実態把握」

- ・日々の観察や記録とともに、「読み書きチェックリスト」や「社会性・行動のチェックリスト」等を活用する。

2 「指導すべき課題の抽出」⇒中心的な課題

- ・優先順位を考えて課題をリストアップする。
必要性、緊急性、達成の可能性、成果への期待 等
- ・つまずきに対する指導のみを考えるのではなく、つまずきの原因を分析する。

原則の指導期間に・・・

「○○ができたら」
「○○が改善されたら」



学習や生活に主体的、意欲的に
取り組みやすくなる。

中心的な課題

3 ー1 「指導目標の設定」(長期目標)

- ・指導終了時点の「在籍学級における様子」をイメージする。
- ・学校生活支援シートに示された本人や保護者の思いを踏まえる。

※中心的な課題に対して、児童・生徒がどのような姿になるのかを期待し、具体的なイメージをもって長期目標を設定する。在籍学級と特別支援教室が共通理解を図りながら指導するためにも、1年間で取り組む指導目標は、一つか二つに絞る。ただし、実態把握から明らかになった複数の目標の一部であることも共有しておく必要がある。

3

3-2 「指導目標の設定」(短期目標)

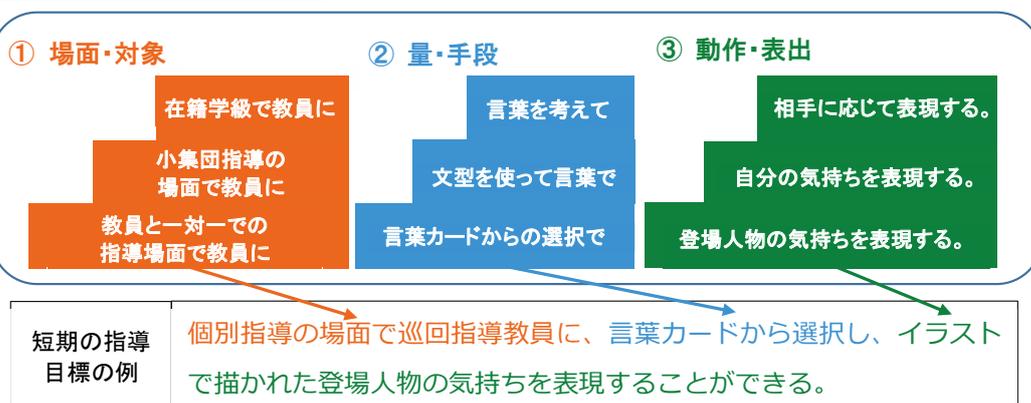
- ・ スモールステップを意識して、段階的に高めていく。
- ・ 評価が可能な記述をする。(条件や基準値等を設定する。⇒具体的な評価)

※長期目標を達成するためには、一人一人の児童・生徒の状況に応じて、必要な指導内容を段階的、系統的に取り扱う。また、段階的に短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標の達成につながるという見通しをもって指導を計画することが重要である。

※特別支援教室の指導目標の設定には、在籍学級担任の関与が不可欠である。また、「原則の指導期間」内に達成が見込まれる目標であるかどうか検討する必要がある。

スモールステップの例

長期の指導目標の例：教員に対して適切な言葉で意思を伝えることができる。



4

「具体的な指導内容の設定」

- ・ 学習面のつまずきの状態から、つまずきに対する指導のみを考えるのではなく、つまずきの原因をよく分析して、一人一人の特性に応じた支援の手だてを考えていく。

実態把握から具体的な指導目標の設定の例

- ① **実態**：漢字や図形の問題が苦手で、落ち着きがない。
↓ ※自立活動の6区分27項目の内容を参考に、要因や背景となる課題を分析
- ② **指導すべき課題の抽出**：注意の集中・持続性、視覚による記憶など
自立活動の区分「4 環境の把握」から
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
↓
- ③ **指導目標**：視覚から入った情報を思考の中で立体に置き換えていく力を高める。
↓
- ④ **具体的な指導内容**：
例) ホワイトボードに示された立体図を見て、机上の立体ブロックを組み立てる。

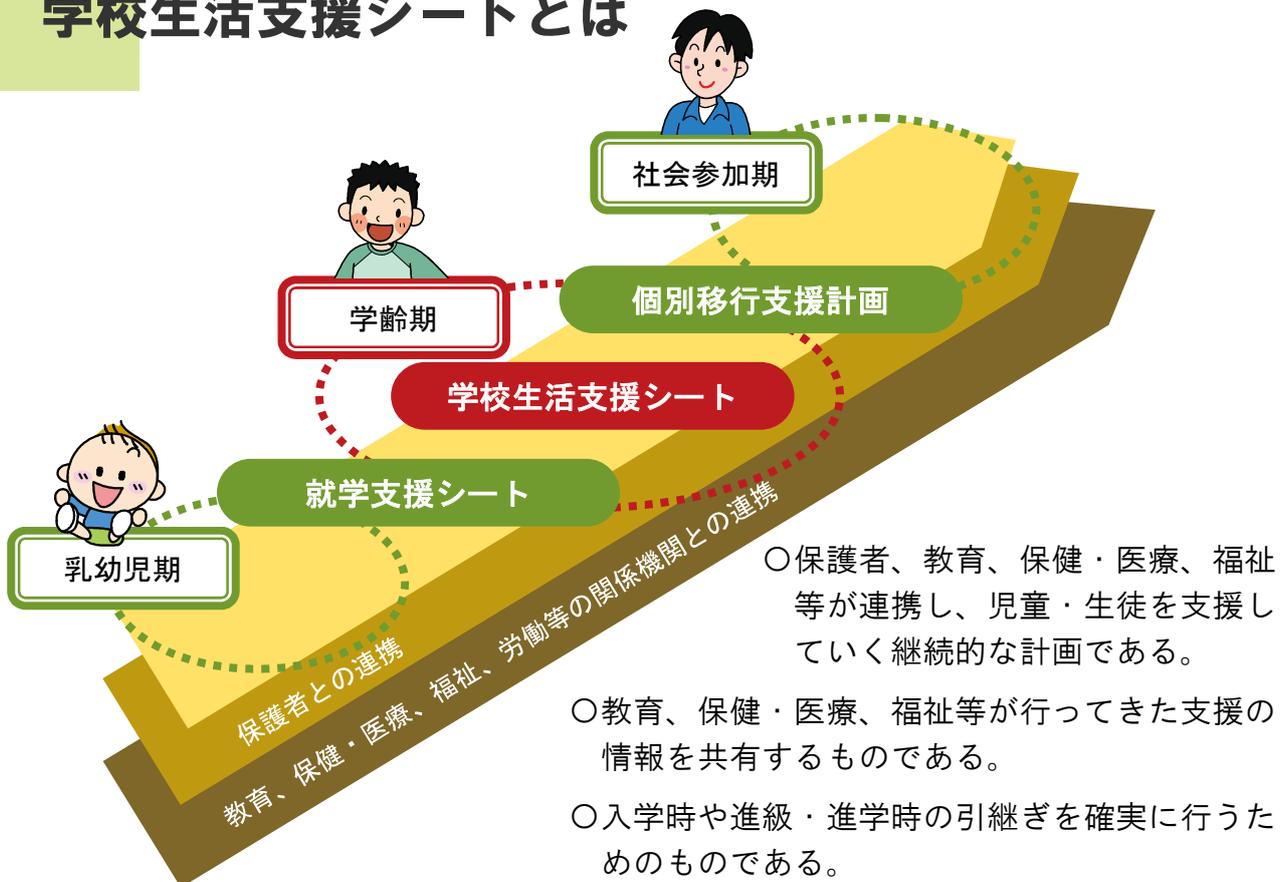
ポイント②

学校生活支援シート、個別指導計画の作成

特別支援教室と在籍学級での指導が相互の関連を深めるためには、学校生活支援シートと個別指導計画を巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等が協働で作成し、活用することが不可欠である。

- ◆ 教員（学校）と保護者を「つなぐ」
- ◆ 必要な指導や支援の手だてを「つなぐ」
- ◆ 児童・生徒及び保護者の思いや願いを「つなぐ」
- ◆ 児童・生徒に関わる人と人を「つなぐ」

学校生活支援シートとは



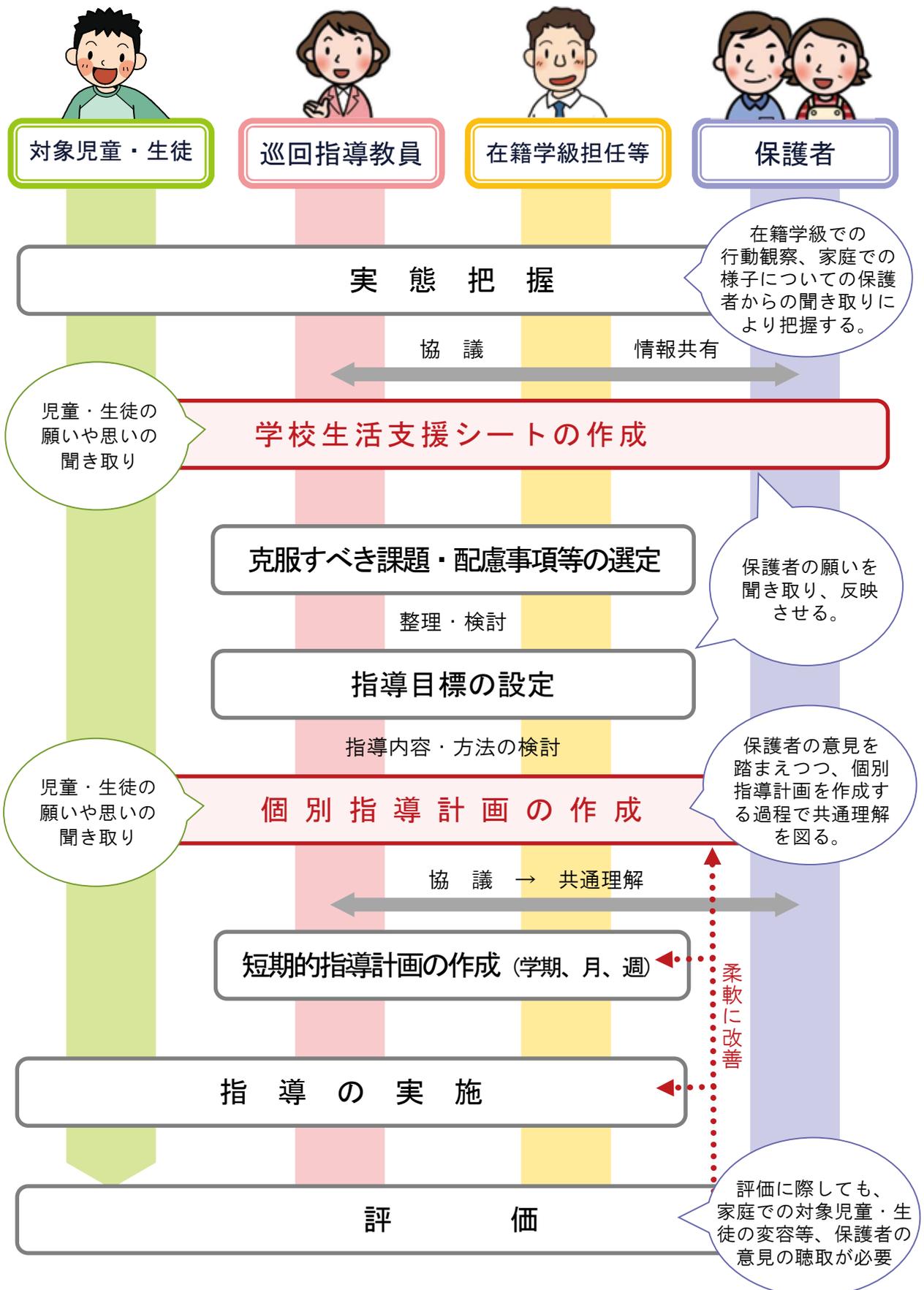
個別指導計画とは

学校生活支援シートに示された、「学校での指導・支援」を具体化した指導計画が「個別指導計画」である。

個別指導計画は、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する。

学校生活支援シートが1年ないし3年程度の中・長期的な計画であるのに対し、個別指導計画は学期ごと、あるいは単元や題材ごとに指導と評価を繰り返す短期的な計画であると言える。個別指導計画は、学校生活支援シートの本人や保護者の願い、支援の目標などを踏まえて作成する。

作成の手順



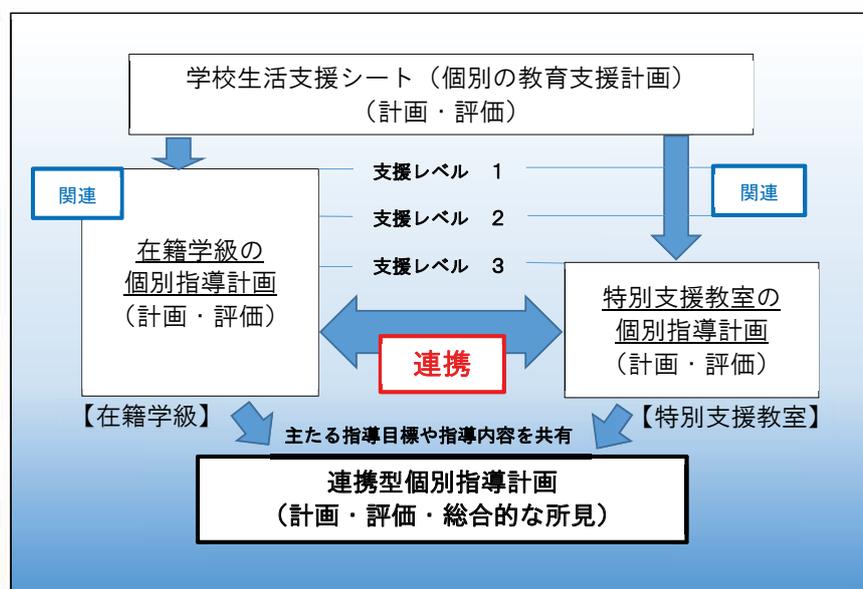
ポイント③

指導目標を常に見据えた指導

特別支援教室を利用する児童・生徒に対して、在籍学級担任や巡回指導教員は、学期ごとに指導目標の達成状況を確認し、次の指導に生かしていくようにしなければならない。

そのためには、指導目標を常に見据えた指導を意識できるよう個別指導計画を活用していくことが重要である。

具体的には、作成した個別指導計画を基に、定期的に在籍学級担任と巡回指導教員が指導の状況について情報共有を行うことや、利用児童・生徒の「連絡ノート」を在籍学級担任、巡回指導教員、保護者と三者で共有するなどの工夫していくことが考えられる。



巡回指導教員が在籍学級担任と互いに連携を図り、当該児童・生徒の指導に当たるため、それぞれの指導から主たる指導目標や指導内容を取り上げ、連携型個別指導計画を作成・活用していくことが効果的である。

◆在籍学級担任の関与が不十分な場合

例) 在籍学級担任と巡回指導教員との間で、児童・生徒の実態や課題、指導目標について共通理解が図られていない。

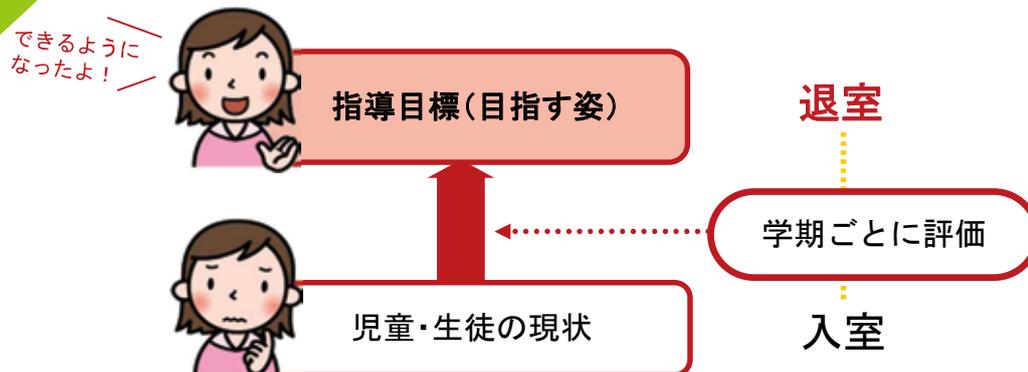
◆一部特別な指導として行う特別支援教室の指導では指導目標の達成が困難な場合

例) 課題に対して、指導目標の設定が高すぎる。

◆チェックリスト等から把握した児童・生徒の課題が十分に反映されていない場合

例) 課題と目標が対応していない。

児童・生徒の実態に応じて指導目標を設定したにも関わらず、指導の効果が得られにくい場合がある。そのようなときは、左の例を参考に、指導目標の見直しや、手だての工夫を行うことで改善していくことが必要である。



参考

指導目標を常に見据えた指導のポイント

Q1 特別支援教室における指導内容の設定について

自立活動の指導については教科用図書がなく、対象児童・生徒の実態に応じた教材の用意・指導が必要である。実態に応じた教材、指導とはどのようなものを示すのか。

A1 特別支援教室を利用する児童・生徒の実態は様々で、特別支援教室で指導する教材・指導内容等についてはオーダーメイドする必要がある。その際、対象児童・生徒の興味・関心を高める、又は安心して学習に取り組める教材・指導内容を設定するとともに、それらの内容が自立活動の指導の内容に基づいていることが大切である。特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」には、発達障害等の特性に応じた教材例や指導例が記載されているので、十分に参照する必要がある。

Q2 指導目標の達成の見極めについて

特別支援教室を利用している児童・生徒の、指導目標の達成の見極めはどのように行うのか。

A2 指導目標の達成の見極めについては、個別指導計画や指導記録等を踏まえて校内委員会で十分に検討する必要がある。対象児童・生徒が過度な負担とならないように配慮しながら、在籍学級における特別支援教室での学びの成果や適応の様子を把握する。

Q3 指導目標に向けた指導と評価の一体化について

特別支援教室を利用している児童・生徒が、目標を意識できるようにするためにはどのような指導が必要なのか。

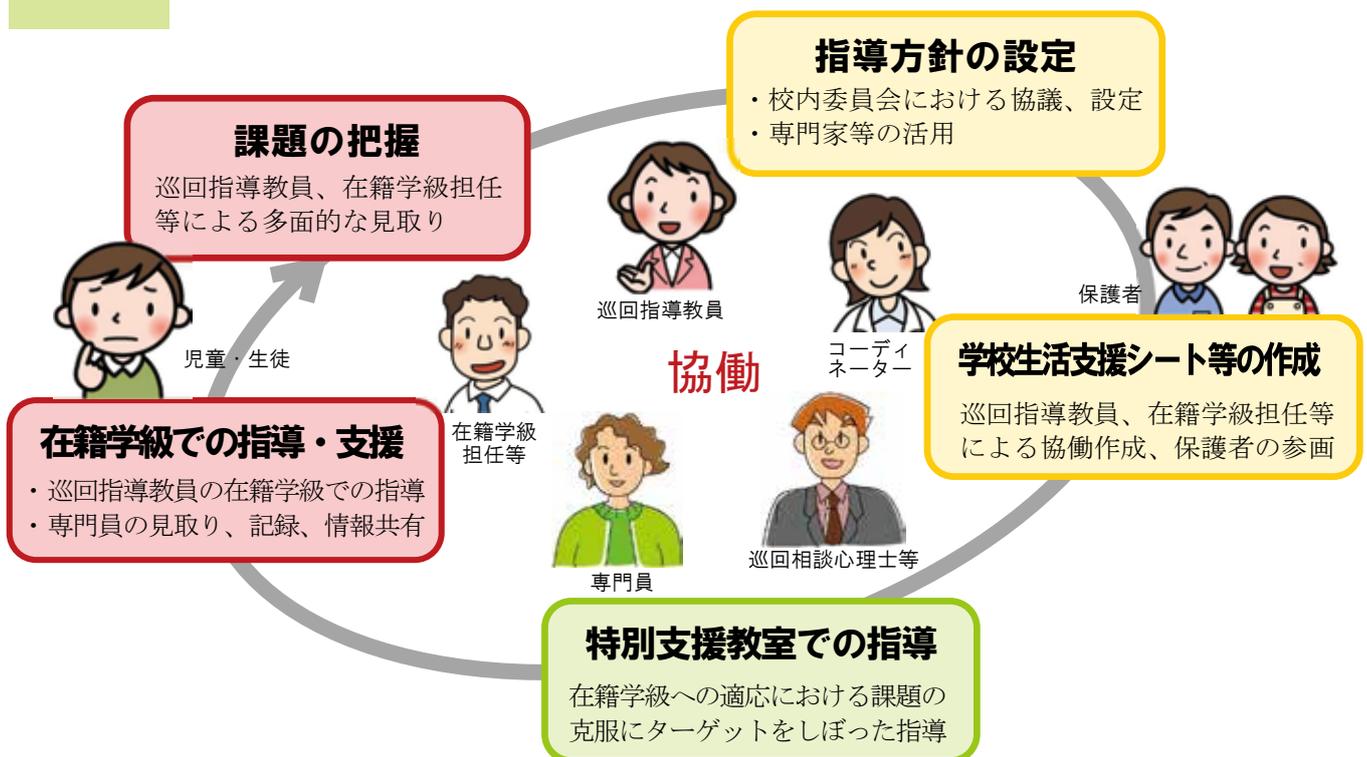
A3 特別支援教室を利用している児童・生徒に指導目標を意識させるためには、特別支援教室での1単位時間の指導計画の中で、「振り返りの時間」を適切に設ける必要がある。「できるようになったこと」、「在籍学級でも実践してもらいたいこと」、「うまくできなかったこと」、「努力しなければならないこと」等を自己評価させたり、授業者の評価を適切に伝えたりすることを通して、対象児童・生徒に目標を意識させるようにする。

また、ワークシートの記載内容についても工夫し、特別支援学級での学びの成果と課題について、在籍学級担任等や、保護者とも共有できるようにすることも大切である。

ポイント④ 巡回指導教員と在籍学級担任等との協働

対象児童・生徒の抱える困難さや課題を効果的に改善するためには、巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等が協働して、次のような実効性のあるPDCAサイクルを構築する必要がある。

PDCAサイクルの構築



巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等が協働して、実効性のあるPDCAサイクルを構築するためには、在籍学級における対象児童・生徒の実態を踏まえて作成された学校生活支援シートや個別指導計画を有効に活用することが重要である。

このため、巡回指導教員と在籍学級担任等は、まず、それぞれが、在籍学級の中で対象児童・生徒が抱える困難さ、課題を把握し、両者間で十分に協議して対象児童・生徒の指導方針を立てる必要がある。この方針を踏まえ、保護者の参画を得ながら、学校生活支援シート及び個別指導計画を巡回指導教員と在籍学級担任等が協働して作成する。

さらに、特別支援教室と在籍学級とが協働して、対象児童・生徒への指導を展開するという意識を、巡回指導教員と在籍学級担任が相互にもつ必要がある。例えば、巡回指導教員は、効果的であった指導や支援の方法が在籍学級で活用されるよう、指導内容や成果を在籍学級担任等に随時報告する。その報告を受け、在籍学級担任等は、特別支援教室での指導や支援の方法を在籍学級で活用する。その結果を巡回指導教員に報告し、改善すべき点があれば、巡回指導教員が特別な指導の改善を図る。

特別支援教室での学びの成果が、在籍学級で発揮されるような連携を図ることが大切

協働による指導の在り方

指導開始直後

指導開始直後は、対象児童・生徒の実態を的確に把握するために、巡回指導教員は、在籍学級に出向き、巡回相談心理士等の助言を得ながら、対象児童・生徒の学級での様子を把握し、対象児童・生徒が抱える困難さの状況や指導すべき内容を詳細に把握する。

この際、対象児童・生徒の実態だけでなく、在籍する学級の状況、他の児童・生徒との人間関係等を十分に把握し、対象児童・生徒が抱える困難さの背景や要因等を明らかにすることが重要である。

指導開始初期から中期

対象児童・生徒の個別指導計画に基づく特別支援教室における特別な指導が開始された初期は、対象児童・生徒が特別支援教室での学習について理解し、意欲的に取り組むようになる必要があるため、個別指導や2人から3人の集団での指導が実施されることが想定される。この段階では、個別指導計画に基づく具体的な指導の内容が、児童・生徒一人一人に適切であるのかを丁寧に見ていく必要がある。

このため、在籍学級担任や保護者から対象児童・生徒の様子について聞き取り等を行い、巡回相談心理士等の助言も踏まえ、指導内容の見直しについて検討していく。

特別支援教室での特別な指導が対象児童・生徒にとって、適切な内容であることが明らかになり、指導開始初期から中期になると、対象児童・生徒も落ち着いて特別な指導を受けられるようになってくる。この段階に進むと、特別支援教室での指導終了後の在籍学級での円滑な学習を想定し、より多くの児童・生徒と共に学ぶ指導形態を取り入れることを試行する必要がある。

指導終了段階

特別支援教室での特別な指導の成果により、福生市の教育支援委員会が特別支援教室での指導の終了を判定した児童・生徒については、巡回指導教員と在籍学級との連携により、円滑に特別支援教室での指導時間数を段階的に減らし、指導を終了する。

このため、巡回指導教員は、在籍学級において在籍学級担任とのチームティーチングによる指導を行う。巡回指導教員は、在籍学級担任に対し、特別支援教室での特別な指導の成果を踏まえ、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言することが重要である。

特別支援教室での指導の終了に当たり、保護者に対して、今後の在籍学級において得られる配慮等について十分に説明し、了解を得ることが不可欠である。

ポイント⑤

共通した指導・支援体制の構築

本市の強みである、「コンパクト・シティ」を生かし、市内小・中学校10校全校が共通の考え方の下、指導・支援体制の構築を行う。

校長は、学校経営方針に発達障害教育についての基本的な考え方を示し、全教職員による組織的、計画的な校内体制を構築し、強化していく必要がある。

校長の責務

校長は、拠点校、巡回校の別なく、通常の学級と同様に自校の特別支援教室での指導について、自らの責任において、自校の教育課程を編成することになる。このため、特別な指導の教育課程の理解を深め、児童・生徒一人一人の状況に応じた発達障害教育を推進する必要がある。そこで、校長は、次のことに留意して学校経営方針を作成する。

一部の教員による支援から全教員による支援への転換



発達障害教育の理解と専門性の向上に向けたOJT及び校内研修の実施



巡回指導教員、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター等の協働



保護者の理解を得た学校生活支援シート、個別指導計画の作成



児童・生徒一人一人の障害特性に応じた教育環境の整備



発達障害教育について、児童・生徒や保護者の理解促進



児童・生徒の安全確保と対応方針の確立



巡回相談心理士等による指導、助言、支援の活用



市内学校及び外部の専門機関等との連携の推進

- ・地区の学校
- ・教育相談室
- ・医療機関
- ・療育機関 等



巡回指導教員の所属感を大切にした巡回の仕組み

情緒障害等通級指導学級だった当時の教員は、自校にいて、通級してくる児童・生徒の指導を行っていたが、特別支援教室では、教員が地区の巡回校を回り、指導を行うため、巡回指導教員が巡回校への所属感をもちたせることが大切である。

巡回指導教員は、地区の特別支援教育のプロフェッショナルとして、その地区の児童・生徒及び教員に指導・支援を行う役割を担っており、その活躍の場は、一校にとどまらず、地区や市全体となる。

そこで、巡回指導教員は、自身の所属感に係る意識を、これまでの「わたしは、〇〇小学校の教員である。」という考え方から、「わたしは、〇小、〇小、〇小（又は、福生市）の特別支援教室の教員である。」という考え方へと広げ、高めていく必要がある。

校長は、巡回指導教員の所属感を大切にした巡回の仕組みを構築できるよう、次の点に配慮する。

巡回指導教員の校務分掌等の位置付け

巡回指導教員は、拠点校・巡回校に関わらず、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員との連携により、各校の発達障害教育を推進する役割を担っていく。その際、新たな分掌を設置せず、既存の分掌を生かして、生活指導部や教育相談部等に、発達障害教育に関する機能を追加することなども考えられる。

巡回校の校長は、巡回指導教員が巡回してくる日などに、特別支援教育に関する分掌の打合せや校内委員会等を設定して、各学校の特別支援教育が充実・発展できるように努める必要がある。

執務環境の整備

巡回指導教員は、巡回校で児童・生徒の指導を行うだけでなく、他の教員同様に個別指導計画や学習指導案の作成といった業務を行わなければならない。そのため、机やパソコンといった執務環境を整える必要があるが、教員間の連携を図るためにも、巡回指導教員用の執務室を別途用意するのではなく、職員室での執務場所の確保に努め、職員室に机や椅子、パソコン等を用意する。さらに、専用の靴箱やロッカー等も必要である。

教員の専門性の向上

発達障害の児童・生徒への指導を充実させるためには、すべての教員が発達障害への理解を深め、障害の状態に応じた適切な指導・支援を実施できるようにすることが必要である。

巡回指導教員の専門性の向上

特別支援教室が全ての学校に設置されることによって、特別支援教室対象児童・生徒が障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになった。

巡回指導教員には、特別支援教室での指導を通して、児童・生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長に結び付けられるような専門性の向上が求められる。

対象児童・生徒の障害の理解

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の障害の種類の特徴に関して、知識を深めることはもちろんであるが、児童・生徒一人一人が抱える困難さがどのような障害の特徴に起因するかを理解するとともに、困難さを改善するための手だてを見いだすことのできる専門性が求められる。また、対象児童・生徒の状況に応じて、どの困難さを優先して指導していくかなどに関して、判断できる専門性が求められる。

対象児童・生徒の障害の理解に基づき、在籍学級での学習状況や集団参加状況の改善につながる指導内容・方法を立案し、それに応じた教材・教具を準備できる専門性が必要となる。この際、指導内容・方法や教材・教具が在籍学級においても有効に活用されることが望ましい。また、教材作成は、専門員も担うことになるので、どのような目的で、どのような教材が必要なのかを的確に伝えられなければならない。

特別な指導を実施する教育課程に関する理解

特別支援教室での特別な指導の目的が、対象児童・生徒が抱える困難さを改善して、在籍学級の中で円滑に学習ができるようにすることであるため、まずは、通常の学級の教育課程について十分な理解が必要である。

その上で、特別な指導の実施に関する学習指導要領における位置付けや、特別支援学校学習指導要領における自立活動の目標と内容に関する理解が必要となる。

巡回指導教員に求められる専門性

特別支援教室での特別な指導は、児童・生徒一人一人の状況に応じて実施されることから、各学校の管理職をはじめ、関係する教職員に、指導内容・方法について説明し、理解や協力を得ていく調整能力が求められる。また、児童・生徒、保護者、在籍学級担任などからの相談に対して、不安等を受け止め、共に改善を図ろうとする姿勢を引き出す力が求められる。

指導内容・方法の立案や教材・教具作成に関する能力

調整能力や相談対応力

校長・副校長のリーダーシップ

特別支援教室での巡回指導の実施に伴い、各学校の校長は、特別支援教室の運営を加えた特別支援教育推進の取組を、学校経営方針に位置付ける必要がある。

校内委員会の運営、特別支援教育コーディネーターの指名と活用、学校内外の人材活用、特別支援学校等の関係機関との連携など、校内における特別支援教育体制の構築は、校長のリーダーシップによるところが大きい。

全ての教員の理解促進と指導力の向上

校内外での研修等による専門性の向上

校内研修会

巡回指導教員や特別支援学級の教員等が講師となり、事例研究等も含めた具体的な研修を行う必要がある。

- ・発達障害の児童・生徒の障害の特徴
- ・個別指導計画等の作成と活用方法
- ・障害の状況に応じた個別の指導
- ・関係支援機関等の活用
- ・保護者との連携
- ・校内支援体制の構築、教員間連携 等

授業研究

通常の学級の授業研究においても、発達障害の児童・生徒を含めた、全ての児童・生徒が興味・関心をもって意欲的に学習に取り組めるよう授業改善を推進することにより、発達障害の指導への指導・支援につなげていくことができる。また、授業後の協議会等で意見交換を行うことで、発達障害教育の理解を深める一助となる。

OJT

巡回指導教員が、在籍学級での授業観察や在籍学級担任とのチーム・ティーチングを行う際、在籍学級担任は、巡回指導教員から児童・生徒の実態把握の方法や指導の手立て、教材や補助具の作り方と活用の仕方などを学ぶことができる。

東京都教育委員会、福生市教育委員会等が実施する研修

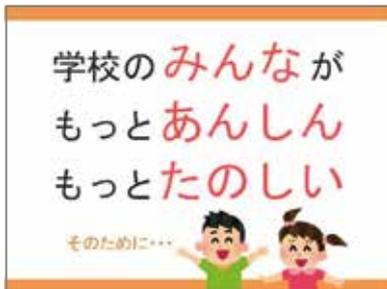
児童・生徒、保護者、地域の理解促進

特別支援教室の導入により、対象児童・生徒は特別な指導を在籍校で受けることになったため、対象児童・生徒がどのような指導を受けているのかについて、他の児童・生徒が理解しておくことは重要である。また、保護者に対しても、保護者会等の機会を利用して、特別支援教室運営に当たっての各学校の特色や工夫等について校長等が説明を行い、特別支援教室についての理解促進を図ることが重要である。

全ての児童・生徒の理解促進のために

全ての児童・生徒の理解促進のために、各小学校で活用できるプレゼンテーション資料を次に示す。

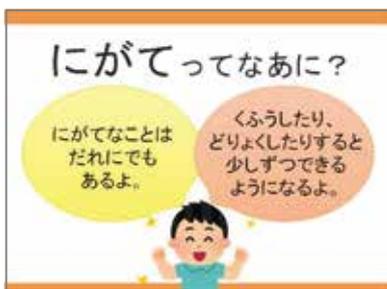
各学校は、全校の児童・生徒が特別支援教室について理解することができるよう、全校集会及び朝や帰りの会等の機会を捉えて、本プレゼンテーションを活用して指導する。
(所要時間は、約5分程度)



今日は、特別支援教室についてお話しします。
先生たちは、福生第〇小学校が「学校 みんなが、安心して、楽しく」学べる学校になってほしいなあと願って、いつもいろいろな取組をしています。
そこで、第〇小学校のみんなが、安心して、楽しく学べるように、第〇小学校には、〇〇〇〇教室があります。
場所は、〇階の〇〇〇のとなりです。



〇〇〇〇教室とは、「自分の苦手なことにチャレンジして、できるようになりたい」と思う、福生第〇小学校の子どもたちが学習をする教室です。
苦手なことができるようになる方法を先生と一緒に見つけ、クラスとは違うやり方で学習をします。



さて、苦手とはなんでしょう。苦手なことは、誰にでもあります。たとえば、スポーツが苦手、勉強が苦手、絵をかくのが苦手、歌を歌うのが苦手、人前で話をするのが苦手、友達とうまく付き合うのが苦手など、大人にも、子どもにも、誰にでもあります。

でも、苦手なことでも、できるようになるために工夫したり、努力したりすると、少しずつできるようになります。

〇〇〇〇教室は、こういうことができるようになったら、クラスでもっと安心して学習することができるのになあ、ということクラスとは違うやり方で学習して、少しずつできるようになるための教室です。みんなが、クラスで安心して楽しく学んだり、過ごしたりすることができることを目指しています。



では、〇〇〇〇教室では、具体的にどのような学習をするのでしょうか。

たとえば、この女の子は漢字を書くことが苦手です。漢字を何度繰り返して書いて練習しても、なかなか正しく書くことができず、困っていました。漢字が正しく書けるようになったら、クラスでもっと楽しく学べるようになるのになあ。

そこで、この女の子は、〇〇〇〇教室に週何時間か通って、クラスとは違うやり方で学習をしました。その結果、この女の子は、自分に合った、漢字の覚え方が分かり、クラスで楽しく学べるようになりました。



もう一つ、例をあげてみましょう。

この男の子は、友達の気持ちを理解することが苦手です。自分が友達に言った言葉で、なぜか友達が怒ったり、泣いたりしてしまうことがよくあり、困っていました。自分はそんなつもりで言ったわけではないのになあ。何でいつもこうになってしまうのだろう。でも、どうしたらよいか分からないよ。

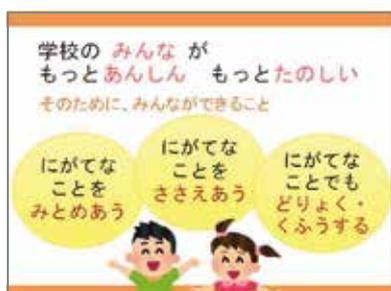
そこで、この男の子は、〇〇〇〇教室に週何時間か通って、クラスとは違うやり方で、友達と仲良くする方法や自分の気持ちを言葉で上手に伝える学習をしました。その結果、この男の子は、友達と楽しく話せることが増えて、クラスで安心して過ごせるようになりました。



このように、自分の苦手なことにがんばってチャレンジして、自信をもつことができるようになったら、〇〇〇〇教室は卒業です。

〇〇〇〇教室は、何年生からでも入ることができます。そして、自分が目標としていることができるようになったら、退室です。

〇〇〇〇教室に入ったり、卒業したりするのは、みなさんの学習や生活の様子をよく見て、学校の先生とおうちの方などが相談して決めます。



最後に、「学校のみんなが、もっと安心して、もっと楽しく」学べる学校にするために、あなたにはどんなことができるでしょうか。それは3つあります。

1点目は、「苦手なことを認め合う」ことです。人は、誰にでも、苦手なことがあります。苦手なことがあることは、当たり前のことです。決して恥ずかしいことではありません。

2点目は、「苦手なことを支え合う」ことです。自分が苦手なことで困っているとき、友達や先生が教えてくれたり、助けてくれたりしたら、うれしいですね。あなたの周りの友達も同じです。苦手なことで困っている友達がいたら、勇気を出して、声をかけてみましょう。

3点目は、「苦手なことでも、努力・工夫する」ことです。苦手なことでもチャレンジして、できるようになるために工夫したり、努力したりすると、少しずつできるようになります。そして、自分のよいところをさらに伸ばすことができます。

これからも、第〇小学校のみなさんと力を合わせて、「学校のみんなが、もっと安心して、もっと楽しく」学べる学校をつくっていきましょう。

全ての保護者の理解促進のために

福生市教育委員会は、市内幼稚園・保育園に在籍している5歳児がいる家庭に、発達障害への理解促進を目的としたリーフレットを作成・配布している。

お子さんのよりよい成長を目指して、一緒に考えましょう

お気軽に御相談ください



福生市の
相談窓口

幼児の保護者の方は
子育て世代包括支援センター
(福生市保健センター2階)
毎週月曜日から土曜日(祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分
※水曜日は、午後8時まで
※土曜日は、正午から午後1時は除く
☎ **042-552-0061**



小・中学生の保護者の方は

福生市教育相談室

毎週月曜日から土曜日(祝日を除く)
午前9時から午後5時

☎ **042-551-7700**

お子さんの子育てで、何か心配なことがありましたら、
どのようなことでもお気軽に御相談ください。

相談は予約制で、専門家とじっくり話すことができます。
あらかじめ電話などで申し込んでからお越しください。



福生市は特別支援教育を推進しています

特別支援教育とは、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。福生市の全ての小・中学校は「福生市特別支援教育プログラム」に基づき、特別支援教育の充実に力を入れています。



福生市 特別支援教育

検索

保護者の皆様へ「子育ての困りごと、ありませんか」 令和4年9月

編集・発行

福生市教育委員会教育部教育指導課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

042-551-1538

各学校、福生市内関係機関にも配布し、様々な場面で必要に応じて活用されている。

保護者の皆様へ

子育ての困りごと、 ありませんか？



遊びのルールや順番を守れずに、友達とトラブルになってしまう



予定が急に変わると、どうしてもそれを受け入れることができない



言葉での指示が極端に伝わりにくい



気になる行動や反応はありませんか。

人の気持ちを理解することが苦手で、人を怒らせてしまう



周囲の流れとは無関係な行動をとってしまう



集中して一つのことに取り組める時間が極端に短い



早い時期から周囲が理解し、適切な支援をすることで、お子さんが感じている困難さを減らすことができます。

こうした子どもたちは、自分の行動や言動を注意されたり、しかられたりしても、自分だけでは改善することができず、心が傷付いたり、困っていたりすることがあります。

なるべく早い段階から、保護者や教員、保育士等が、子どもの様子から気になる姿に気付いて、よりよい成長のために必要な支援を行い、自信を育むことが大切です。



For parents or guardians of foreign nationality

From the two-dimensional code on the right, you can enter the site, "Pamphlet for Foreigners on Developmental Disabilities", of the National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities, which is related to this leaflet. It is available in 16 languages.



令和4年9月

福生市教育委員会

発達障害を知っていますか？

予定が急に変わるととても混乱するAさんの例



急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると、不安になり、動けなくなることがよくあります。



そんなとき、周りの人が促すと、余計に不安が高まって、突然大きな声を出してしまいます。

でも、先の予定の流れを教えてもらって、見通しがもてると、一生懸命、活動に取り組むことができます。

Aさんのようなタイプの子は、自閉症スペクトラム障害（自閉症・アスペルガー症候群等）と呼ばれる発達障害がある可能性があります。このほかにも、「マイペースでこだわりがある」、「挨拶が苦手」、「友達と遊べない」、「気に入らないと泣き叫ぶ」、「視線が合わない」、「できないと怒り出す」、「言葉の意味を取り違える」など、様々なタイプの子がいます。

忘れものや極端に多いB

自分の道具の整理や、席手です。順番を守らずに割



ため、
ことも
でも、
人がいて、
声するこ

Bさんのようなタイプの（ADHD）と呼ばれる発症します。このほかにも、「落座してられない」、「人の話に割り込んでくげ出して他のことを始めいく」など、様々なタイプ

周囲の正しい理解と適切な支援が必要です。

発達障害は、
脳の機能に何らかの障害があること
によるものと考えられています。

脳の機能の障害なので、
特性に見合った丁寧な関わり方
保護者や周りの支援者はする必要があります。

特定の分野
必ずしも発
ありません。
のはやめ、
してみまし

保護者の育て方が悪いとか、
**愛情のかけ方が足りないためでは
ありません。**

早くから適切な対応を、
家庭や保育園、幼稚園などで行えば、
**子どもは自分の中にある可能性を
伸ばしていくことができます。**



不注意が さんの例



にじっと座っていることが苦り込んでしまうことがある友達が「自分勝手だ」と怒るしばしばです。

気配り名人で、困っているれば、誰よりも早く気付いをかけたり、手助けをしたりとができます。

子は、注意欠陥多動性障害発達障害がある可能性があり「着きなく動き回る」、「食事中にもじもじ動く」、「やっていることを投る」、「音がすると、飛んでの子がいます。

が困難だからといって発達障害というわけでは自己判断をして悩む適切な専門機関に相談よう。



周りの友達と同じように できないCさんの例



言葉を覚えることが苦手であったり、手先の不器用さが目立ったりし、周りの友達と同じようにできないことがよくあります。努力しているのに、努力不足だと思われてしまうこともあります。



でも、その子の特性や苦手分野に合わせた支援・指導を受けることで、自信を育むことができます。

Cさんのようなタイプの子は、学習障害（LD）と呼ばれる発達障害がある可能性がありますが、未就学児での発見が難しいとされています。保育園や幼稚園で見られる特徴として、「自分の名前を判読できない」、「しりとりができない」、「お手本を見て絵や図が描けない」、「くつの左右を間違える」などがあります。

※ ここに示したのは、あくまで一例です。

発達障害は、障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されていることも多く、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。近年では、発達障害の特徴のある人はまれな存在ではなく、ごく身近にいることが分かってきました。

思春期になると、本人も自らの問題点を意識できるようになりますが、周りの人たちが本人の特性を理解していない場合、「努力不足」「協調性がない」などに見なされる結果となり、本人の自己評価が下がってしまいます。その結果、うつ状態や反社会的行動など、二次障害を引き起こすこともありますので、早めに丁寧に支援していくことが大切です。



「自立活動」指導のポイント

特別支援教室の指導内容は、自立活動である。児童・生徒の実態を踏まえた指導目標に応じて、指導計画を考える必要がある。その上で、次の点に留意したい。

- ・指導内容は、「自立活動6区分27項目」との関連性を明確にすること。
- ・1単位時間の終末の場面では、対象児童・生徒と在籍学級等で生かす内容を確認すること。
- ・在籍学級担任等と連携して指導効果を高めること。

生活上の困難さの改善に関する指導例

1 単元名 「こんな時どうする？」

2 単元

【自立活動の区分】

- (1) 心理的な安定（情緒の安定に関すること）
- (3) 人間関係の形成（自己の理解と行動の調整に関すること）

日常生活で起こる出来事に遭遇した際の様々な感情について、場面を考え判断しながら自分で気持ちのコントロールができる方法を身に付ける学習である。

3 本時の指導

(1) 本時の目標

自分の特徴について、長所短所や得意分野等をじっくり考えている。

(2) 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	◆評価 ◇教具
導入 15分	1 挨拶 2 今日の予定は？ 3 ビジョントレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢や声の大きさを意識できるように声掛けをする。 ・学習の見通しをもたせる。 ・視線を素早く動かすトレーニングであることを説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人でも学級でやる時と同じようにしようとしている。 ◆姿勢を保持している。
展開 25分	4 学習課題の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">こんなとき どうしますか。考えてみよう</div> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を復唱し、ワークシートに記入する。 5 【自立活動】 <ol style="list-style-type: none"> ①自分の考えをもつ。 ②他の考え方を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・苦手に注目させて解決法を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に書くように促す。 ・取り組むだいたい時間を始めに予告し、見通しをもって取り組めるようにする。 ・自分と違う考え方もあることを場面を例えながら示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学習の流れの提示 ◇ワークシート ・授業や休み時間、部活動等の場面を想定した、善悪の判断を考える資料を用意する。 ◆理由を考えている。 ◆他の考え方を知ろうとしている。
終末 10分	6 まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考え方についての感想を書く。 7 振り返り 8 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・書く内容の観点、項目を示す。 ・授業全体を振り返り、学習課題に対する達成度や、在籍学級等での実践ポイント等について評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ワークシート ◆自分の学習の取り組み方について振り返ろうとしている。

指導の効果を高めるために、在籍学級担任等に、本時の学習記録を確認することや、対象児の特性を把握するよう依頼する。

学習上の困難さの改善に関する指導例

1 単元名 「すいすい、スラスラ」

2 単元

【自立活動の区分】

5 (5) 身体の動き (作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること)

6 (3) コミュニケーション (言語の形成と活用に関すること)

「丁寧にバランスよく書くことができる」、「聞き取って読んだり話したりすることができる」ための学習。「書くこと」については、丁寧に書くことやバランスよく書くために、ノートやワークシートに区切りを付け、その中に入るように書かせる。また、制限時間を決め、時間内に見通しをもって書き進めさせる。「読むこと」については、聞き取ったことを理解して読んだり話したりできるように、模範を示しながらやりとりする学習。児童・生徒の困難さに合わせて調整しながら行うことができる学習であると考え。

3 本時の指導

(1) 本時の目標

書き出しから最後まで丁寧に書こうとしている。
相手に伝わるように話している。

(2) 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	◆評価 ◇教具
導入 10分	1 挨拶 2 今日の調子は? 3 ビジョントレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 姿勢や声の大きさを意識できるように言葉掛けをする。 自分の言葉で表現できるように話すきっかけを作る。 多くの情報の中から目的の情報を素早く見つけ出すトレーニングであることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人でも学級でやる時と同じようにしようとしている。 ◆姿勢を保持している。
展開 25分	4 学習課題の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">スムーズに書こう！話そう！</div> <ul style="list-style-type: none"> 課題を復唱し、ワークシートに記入する。 5 【自立活動】 ①書くこと <ul style="list-style-type: none"> 丁寧に書く。(試写) 時間内に書く(バランスを考えて) 英文を書く。(試写) ②話すこと <ul style="list-style-type: none"> 英文を聞く。(一通り区切って) 聞き取って読む。(声に出して) 	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧に書くように促す。 在籍学級で学習している内容を取り入れ、「書くこと」「話すこと」を中心に進める。 書き終えたり話し終えたりするごとに評価し、上達に向けたポイントについて指導する。 ※集中の妨げにならないように言葉掛けの声の大きさを調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学習の流れの提示 ◇ワークシート ◇本人が使用しているノートに応じた見本を用意する。 ◆最後まで丁寧に書こうとしている。 ◆聞いた通りに読んだり、話したりしている。 ◆あきらめずに取り組んでいる。
終末 15分	6 まとめ <ul style="list-style-type: none"> 自分が書いた文を声に出して読む。 7 振り返り <ul style="list-style-type: none"> 本時の学習を基に、在籍学級で試すことを考える。 8 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> 座る姿勢に気を付けさせて読ませる。 学習を振り返って、在籍学級で試すことを具体的に考えさせる。 ワークシートにメモするように促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆相手に伝わるように、声を大ききなどを気付けて読んでいる。

指導の効果を高めるために、在籍学級担任等に、特別支援教室の学習記録を確認するとともに、学びの成果を発揮できるよう、通常学級での授業において話す場面を設定するよう依頼する。

学習指導要領に基づいた指導の徹底について

Q 発達障害等の特性に応じた指導内容の設定について

特別支援教室を利用している児童・生徒は様々な発達障害等を抱えており、個々の苦手意識も様々で、実態に応じた指導内容の工夫等の仕方に苦労している。個々の発達障害等に応じて適切な指導を行うためには、どのように教材研究をすればよいか。

A 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」には、自立活動6区分27項目の一つ一つに関して、発達障害の特性に応じた児童・生徒の実態や、指導上の留意点等について記載されている。巡回指導教員は担当する児童・生徒の実態を踏まえたうえで、これまでの指導経験だけに頼るだけでなく、学習指導要領の記載内容に基づいた指導を行う必要がある。

例えば、自立活動の「6 コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーションに関すること」の具体的指導内容例と留意点については、以下のように記載されている。

LDのある児童・生徒の場合

話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難なため、会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない場合がある。

このような場合には、自分で内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からないときに聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けるなどして、そのときの状況に応じたコミュニケーションができるようにすることが大切である。

自閉症のある児童・生徒の場合

会話の内容や周囲の状況を読み取ることが難しい場合があるため、状況にそぐわない受け答えをすることがある。

そこで、相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付けることが大切である。なお、その際には、実際の生活場面で、状況に応じたコミュニケーションを学ぶことができるような指導を行うことが大切である。

中学校の特別支援教室において留意すべき事項

Q1 拠点校における分掌と部活動について

巡回指導教員の分掌、部活動のもち方について、拠点校における分掌は「巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮」、拠点校における部活動は、「巡回指導教員としての業務に支障がないようにする必要がある」とされている。具体的に、どのような違いがあるか。

A1 巡回指導教員は常時拠点校に勤務しているわけではないので、本務校である拠点校における校務分掌については、巡回指導教員として業務に支障がないように配慮した上で、分掌業務を担当することを想定している。

一方、放課後の時間帯は、生徒等からの相談や学級、教科の担当教員等との在籍学級での指導・支援の工夫に関する打合せなど、特別の指導を担当する教員として対応すべき業務を遂行する必要があることから、拠点校における部活動については、必ず担当することを想定しているのではなく「部活動を担当する場合においては、巡回指導教員としての業務の遂行に支障がないようにする必要がある。」としている。

なお、拠点校において巡回指導教員の校務分掌を検討する際には、巡回指導教員は、拠点校・巡回校において、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員等と連携し、発達障害教育の推進役を担うことが求められていることに留意する必要がある。

Q2 指導時数について

小学校では、従来の通級指導学級では週あたり半日程度の指導を受けていたが、在籍校での特別支援教室では、週あたり2時間程度の指導となり、指導時数が減ったケースがあると聞いた。特別支援教室の導入で、必要な時間数の指導が受けられなくなったのではないかと。

A2 小学校では、特別支援教室の導入により、指導時数が減少している場合があるが、これは、その理由として、自校で指導を受けられるようになったことにより、対象児童に真に必要な指導時数・指導内容が精選して行われるようになったことや、校内での連携が進み、通常の学級で行う配慮や支援が増えたことなどが挙げられる。指導の精選や校内での連携等により通級による指導時数が減少し、通常の授業を受けることができる時数が増えたことは、特別支援教室導入の効果の表れといえる。

Q3 在籍校以外の特別支援教室の利用について

思春期の影響等で、在籍校にて特別支援教室に通う姿を周囲の友達に見られることを嫌がる生徒がいる。そうした生徒は他校の特別支援教室に通って指導を受けることは可能か。

A3 特別支援教室の導入により、これまで通常指導学級で行ってきた特別な指導を、原則として在籍校で受けることになるが、生徒本人の事情や指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な生徒は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

特別支援教室に関する実践事例等を紹介したサイト

特別支援教室指導事例等検索サイト（東京都教育委員会）



東京都教育委員会による、教員の更なる専門性の向上を図り、対象児童・生徒への指導・支援を充実するためのツールとしての、「特別支援教室指導事例等検索サイト」です。

発達障害教育推進センター（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所が運営するサイトです。発達障害に関する最新情報や国の動向等についての情報を提供するなど、発達教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上を目指して運営されています。